

工事請負契約書新旧対照表 (R8.4.1以降適用)

新	旧	摘要
<p>工事請負契約書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 [注] <u>工事を施工しない日又は時間帯を定める場合は「仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に詳細な内容を記載する。</u>工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は「<u>特段の定めなし</u>」と記入する。</p> <p>6 請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</p> <p>7 契約保証金 金 円 ただし、現金 金 円 代用証券 金 円</p> <p>8 解体工事に要する費用等 別添のとおり</p> <p>9 建設発生土の搬出先等 [注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、<u>この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は</u>、受注者は工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</p>	<p>工事請負契約書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>8 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 [注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は<u>削除。</u></p> <p>5 請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</p> <p>6 契約保証金 金 円 ただし、現金 金 円 代用証券 金 円</p> <p>7 解体工事に要する費用等 別添のとおり</p> <p>9 建設発生土の搬出先等 [注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、受注者は工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</p>	<p>本表では省略しているが、文書事務の規定に基づき、全文において1桁数字を全角に修正</p> <p>記載順変更 国約款の改定に倣い、工事を施工しない日又は時間帯の定めの有無によらず記入するよう改める。</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>国約款の表現に統一化</p>

新	旧	摘要
<p>第1条 (略)</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p><b><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></b></p> <p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書には、<b><u>材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u></b></p> <p>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p><b><u>（適正な労務費の確保等）</u></b></p> <p><b>第3条の2 発注者及び受注者は、請負代金内訳書</b></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p><b><u>（新設）</u></b></p> <p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書には、<b><u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費</u></b>を明示するものとする。</p> <p>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p><b><u>（新設）</u></b></p>	<p>他機関が発注した工事との調整規定の新設</p> <p>請負代金内訳書に明示する項目の追加</p> <p>コミットメント条項の新設</p>

新	旧	摘要
<p><u>に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u></p> <p><u>(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。</u></p> <p><u>4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号の支払に関する書面</u></p> <p><u>(2) 前項第2号の支払に関する書面</u></p> <p><u>5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u></p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、<u>発注者が</u>確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>(2)～(4)、2～6 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行<u>又は</u>発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>(2)～(4)、2～6 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>表現の修正</p>

新	旧	摘要
<p>(下請負人の社会保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</p> <p>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</p> <p>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(監督職員)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第2項の規定に<b>よる</b>監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(現場代理人等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、この契約締結後5日以内に書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ、当該内容を発注者に通知している場合はこの限りでない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法第26条第2項に該当する場合にあっては監理技術者、同条第3項本文に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者、監理技術者を使用する場合において、<b>同項第2号</b>の規定を使用し監理技術者が兼務する場合にあっては監理技術者補佐、同条第5項に該当する場合にあっては監理技術者資</p>	<p>(下請負人の社会保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法<b>（昭和24年法律第100号）</b>第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</p> <p>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</p> <p>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(監督職員)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第2項の規定に<b>基づく</b>監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(現場代理人等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、この契約締結後5日以内に書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ、当該内容を発注者に通知している場合はこの限りでない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法第26条第2項に該当する場合にあっては監理技術者、同条第3項本文に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者、監理技術者を使用する場合において、<b>建設業法第26条第3項ただし書</b>の規定を使用し監理技術者が兼務する場合にあっては監理技術者補佐、同条第5項に該当する場合にあ</p>	<p>第3条の2新設に伴う変更</p> <p>表現の修正</p> <p>改正建設業法への対応</p>

新	旧	摘要
<p>格者証の交付を受けている専任の監理技術者)</p> <p>(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第11条～第13条 （略）</p> <p>（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）</p> <p>第14条 第18条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、<u>当該</u>見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>第15条～第17条 （略）</p> <p>（条件変更等）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2、3 （略）</p> <p>4 前項の調査の結果に<u>より</u>、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>(1)～(3)、5 （略）</p> <p>第19条～第22条の2 （略）</p> <p>（工期の変更方法）</p> <p>第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するも</p>	<p>つては監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者)</p> <p>(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第11条～第13条 （略）</p> <p>（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）</p> <p>第14条 第18条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>第15条～第17条 （略）</p> <p>（条件変更等）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2、3 （略）</p> <p>4 前項の調査の結果に<u>おいて</u>第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>(1)～(3)、5 （略）</p> <p>第19条～第22条の2 （略）</p> <p>（工期の変更方法）</p> <p>第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するも</p>	<p>国約款の表現に修正</p> <p>表現の修正</p>

新	旧	摘要
<p>のとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、第22条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p><b><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></b></p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p><b><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></b></p> <p><b><u>4 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></b></p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変</p>	<p>のとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、第22条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p><b><u>(新設)</u></b></p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p><b><u>(新設)</u></b></p> <p><b><u>3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></b></p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変</p>	<p>協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の新設</p> <p>協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の新設</p>

新	旧	摘要
<p>更)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第52条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第53条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>第26条～第33条 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4以内(第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6以内)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額以内の前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工場において償却される割合に相当する額に限る。<u>以下この条において同じ。</u>)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、<u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、<u>前</u></p>	<p>更)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第26条～第33条 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4以内(第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6以内)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額以内の前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工場において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び<u>現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工場の施工に要する費用</u>に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。た</p>	<p>協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の新設</p> <p>第36条改正に伴う変更</p> <p>定義の追加表現の修正</p>

新	旧	摘要
<p><u>払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金を</u>この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p><u>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u></p> <p>第37条～第43条 (略)</p> <p>(<u>発注者の任意</u>解除権)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第45条の2 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に<u>当</u>たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ (略)</p> <p>第45条の4～第49条 (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第49条の2 (略)</p> <p>2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>だし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる<u>額は、前払金の100分の25以内の額に限る。</u></p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>第37条～第43条 (略)</p> <p>(協議<u>解除</u>)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第45条の2 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に<u>あ</u>たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ (略)</p> <p>第45条の4～第53条 (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第49条の2 (略)</p> <p>2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>前払金の用途に関する特例措置の恒久化に伴う改正</p> <p>他の標準契約書との表現の統一化</p> <p>表現の修正</p> <p>地方公共団体の支払遅延に対する遅延利息の率の変更に伴う改正</p>

新	旧	摘要
<p>第45条の3～第53条 (略)</p> <p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p><u>第54条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p> <p>(関係法令の遵守)</p> <p>第55条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>この契約を履行するに当たり、第三者と請負の契約（以下「下請等契約」という。）を締結する場合においては、当該第三者（当該第三者が更にこの契約に関し、下請等の契約を締結した者等のこの契約に関し請負の契約を締結する者を含む。以下この条において「下請負人」という。）</u>にも前項の規定の内容を遵守させるため、同項の規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3 受注者は、下請負人が、<u>第1項に規定する規定の内容のうち、建設業法施行令第7条の3に規定するもの及び最低賃金法第4条第1項に違反している</u>と認めるときは、当該下請負人に対し、当該違反している事実を指摘して、それを是正させるよう努めるものとする。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守)</p> <p>第56条 受注者は、この契約を履行するに当たり、前</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(関係法令の遵守)</p> <p>第54条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令を遵守しなければならない。</p> <p>2 受注者は、すべての下請負人にも前項の規定を遵守させるため、同項の規定を下請等契約の契約書に明記させる等の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3 受注者は、下請負人が、建設業法施行令第7条の3に規定するもの及び最低賃金法第4条第1項に違反していると認めるときは、当該下請負人に対し、当該違反している事実を指摘して、それを是正させるよう努めるものとする。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守)</p> <p>第54条の2 受注者は、この契約を履行するに当た</p>	<p>ASP普及に伴う改正</p> <p>平成21年12月21日付け 1入第303号に基づく修正</p> <p>条番号の繰上げ</p>

新	旧	摘要
<p>条に定めるもののほか、発注者と工事請負契約を締結する者の責務として、京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(補則)  第57条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>	<p>り、前条に定めるもののほか、発注者と工事請負契約を締結する者の責務として、京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(補則)  第55条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>	<p>条番号の繰上げ</p>